

経営所得安定対策等実施要綱 正誤表

頁	誤	正
<p>51 頁 【別紙 4】</p>	<p>(注) 上記のほか、コユキコムギ(岩手県(西磐井郡平泉町以外))、タマイズミ(栃木県(小山市、下野市及び下都賀郡野木町以外))、ナンブコムギ(青森県、<u>秋田県</u>、山形県及び石川県)、ニシノカオリ(大分県)、ミナミノカオリ(大分県(中津市及び豊後高田市))、ゆめちから(兵庫県(加古川市、加古郡稲美町及び加古郡播磨町以外))であって、農業者自らがパン・中華麺用向けに最も多く出荷・販売したことを証明し、品質評価主体からパン・中華麺用としての品質評価を受けたものについては、対象とします。</p>	<p>(注) 上記のほか、コユキコムギ(岩手県(西磐井郡平泉町以外))、タマイズミ(栃木県(小山市、下野市及び下都賀郡野木町以外))、ナンブコムギ(青森県、山形県及び石川県)、ニシノカオリ(大分県)、ミナミノカオリ(大分県(中津市及び豊後高田市))、ゆめちから(兵庫県(加古川市、加古郡稲美町及び加古郡播磨町以外))であって、農業者自らがパン・中華麺用向けに最も多く出荷・販売したことを証明し、品質評価主体からパン・中華麺用としての品質評価を受けたものについては、対象とします。</p>